

# 千曲市国民保護計画

千 曲 市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態	9
2	緊急処理事態	9
第2編	平素からの備えや予防	10
第1章	組織・体制の整備等	10
第1	市における組織・体制の整備	10
1	市の各部局における平素の業務	10
2	市職員の参集基準等	11
3	消防機関の体制	12
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	13
第2	関係機関との連携体制の整備	14
1	基本的考え方	14
2	県との連携	14
3	近接市町村との連携	15
4	指定公共機関等との連携	15
5	ボランティア団体等に対する支援	16
第3	通信の確保	17
第4	情報収集・提供等の体制整備	17
1	基本的考え方	17
2	警報等の伝達に必要な準備	18
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	19
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	20
第5	研修及び訓練	22
1	研修	22
2	訓練	22
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1	避難に関する基本的事項	24
2	避難実施要領のパターンの作成	24
3	救援に関する基本的事項	25

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
5	避難施設の指定への協力	25
6	生活関連等施設の把握等	25
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>27</b>
1	市における備蓄	27
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	27
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>29</b>
1	国民保護措置に関する啓発	29
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>30</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>30</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	30
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>33</b>
1	市対策本部の設置	33
2	通信の確保	38
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>39</b>
1	国・県の対策本部との連携	39
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	40
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	40
6	市の行う応援等	41
7	区・自治会等に対する支援等	41
8	住民への協力要請	42
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>43</b>
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>43</b>
1	警報の内容の伝達等	43
2	警報の内容の伝達方法	44
3	緊急通報の伝達及び通知	44
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>45</b>
1	避難の指示の通知・伝達	45
2	避難実施要領の策定	46
3	避難住民の誘導	47
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>53</b>
1	救援の実施	53
2	関係機関との連携	53
3	救援の内容	54
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>55</b>
1	安否情報の収集	55
2	県に対する報告	56

3	安否情報の照会に対する回答	5 6
4	日本赤十字社に対する協力	5 7
<b>第 7 章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	5 8
<b>第 1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	5 8
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	5 8
2	武力攻撃災害の兆候の通報	5 8
<b>第 2</b>	<b>応急措置等</b>	5 9
1	退避の指示	5 9
2	警戒区域の設定	6 0
3	応急公用負担等	6 1
4	消防に関する措置等	6 1
<b>第 3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	6 4
1	生活関連等施設の安全確保	6 4
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	6 4
<b>第 4</b>	<b>N B C 攻撃による災害への対処等</b>	6 5
<b>第 8 章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	6 8
<b>第 9 章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	6 9
1	保健衛生の確保	6 9
2	廃棄物の処理	7 0
<b>第 10 章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	7 1
1	生活関連物資等の価格安定	7 1
2	避難住民等の生活安定等	7 1
3	生活基盤等の確保	7 1
<b>第 11 章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	7 2
<b>第 4 編</b>	<b>復旧等</b>	7 4
<b>第 1 章</b>	<b>応急の復旧</b>	7 4
1	基本的考え方	7 4
2	公共的施設の応急の復旧	7 4
<b>第 2 章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	7 5
<b>第 3 章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	7 6
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	7 6
2	損失補償及び損害補償	7 6
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	7 6
<b>第 5 編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	7 7
1	緊急対処事態	7 7
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	7 7
<b>用語解説</b>		7 8

**資料編**